

新型コロナウイルス感染拡大時における意見交換会の取扱いについて

1 趣旨

教育行政に関する基本的な計画、条例等の策定の検討にあたっては、「中野区教育委員会意見交換会に関する規則」の規定に基づき意見交換会を実施しなければならない。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下では、区民の生命と健康を優先する必要があるため、対話形式の集会の実施は困難である。

そのため、以下の場合については、特例として意見交換会に代わる方法により行うものとする。

2 特例の取り扱い

次に掲げる要件をすべて満たす場合

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大の状況から、現に意見交換会を実施することが困難または不相当であること。
- (2) 上記の状態が相当期間継続する見込みで、意見交換会を実施する見通しが立たないこと。
- (3) 意見交換会を実施することができないために、計画・条例等の策定のための手続ができない状態が継続することで、区の教育行政運営に支障を来すおそれがあること。

3 実施方法

- (1) 周知
区報・ホームページ等
- (2) 意見の提出方法
郵便、ファクシミリ、電子メール等
- (3) 意見に対する対応
提出された意見の概要、提出された意見に対する考え方を公表する。

4 特例規則の議決

5月29日（金）開催予定の第15回教育委員会定例会に「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う意見交換会の実施の特例に関する規則」を議案として上程する。

5 施行予定日

2020年5月29日（金）